

南相馬市条例第 号

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第36号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 【略】</p> <p>(13) 福祉事業所 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設」という。）</p> <p>イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）</p> <p>ウ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）</p> <p>エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）</p> <p>オ 介護保険法第8条第9項又は同法第8条の2第7項の規定する老人短期入所施設（以下「短期入所生活介護等」という。）</p> <p>カ 介護保険法第8条第10項又は同法第8条の2第8項の規定する介護老人保健施設等その他厚生労働省で定める施設（以</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 【略】</p>

- 下「短期入所療養介護等」という。)
- キ 介護保険法第8条第19項または同法第8条の2第14項の規定する施設（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。)
- ク 介護保険法第8条第18項又は同法第8条の2第13項の規定する施設（以下「認知症対応型通所介護等」という。)
- ケ 介護保険法第8条第11項又は同法第8条の2第9項の規定する施設（以下「特定施設入居者生活介護等」という。)
- コ 通所介護事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第7項又は同法第115条の45第1項ロの規定する通所介護の事業を行う事業所
- サ 訪問看護事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項又は同法第8条の2第3項に規定する訪問看護の事業を行う事業所
- シ 訪問入浴介護事業所 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第3項又は同法第8条の2第2項に規定する訪問入浴介護の事業を行う事業所
- ス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。)
- セ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する障害児通所支援事業を実施する施設（看護師等の配置を要しない施設を除く。)

(看護師等修学資金の対象者)

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付を受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院、診療所又は福祉事業所（保健師、助産師、看護師

(看護師等修学資金の対象者)

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付を受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院又は診療所（保健師、助産師、看護師及び准看護師

及び准看護師にあつては歯科医業を除く場所) (以下「指定医療機関等」という。) において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

(返還)

第11条 【略】

2 看護師等修学資金の貸付を受けている者(以下「看護師等修学資金修学生」という。) 又は貸付を受けた者(以下「看護師等修学資金被貸付者」という。) は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(1)～(3) 【略】

(4) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事しなかったとき。

(5) 【略】

3・4 【略】

(返済債務の履行猶予)

第12条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、該当各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 免許取得後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間

(2)～(4) 【略】

3 【略】

(返還債務の当然免除)

第13条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等

にあつては歯科医業を除く場所) (以下「指定医療機関」という。) において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

(返還)

第11条 【略】

2 看護師等修学資金の貸付を受けている者(以下「看護師等修学資金修学生」という。) 又は貸付を受けた者(以下「看護師等修学資金被貸付者」という。) は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(1)～(3) 【略】

(4) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事しなかったとき。

(5) 【略】

3・4 【略】

(返済債務の履行猶予)

第12条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、該当各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 免許取得後直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間

(2)～(4) 【略】

3 【略】

(返還債務の当然免除)

第13条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、看護師等

修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 【略】

(返還債務の裁量免除)

第14条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関等において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 【略】

3 【略】

修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 【略】

(返還債務の裁量免除)

第14条 【略】

2 市長は、看護師等修学資金修学生又は看護師等修学資金被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 【略】

3 【略】

附 則 (令和2年条例第〇号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。